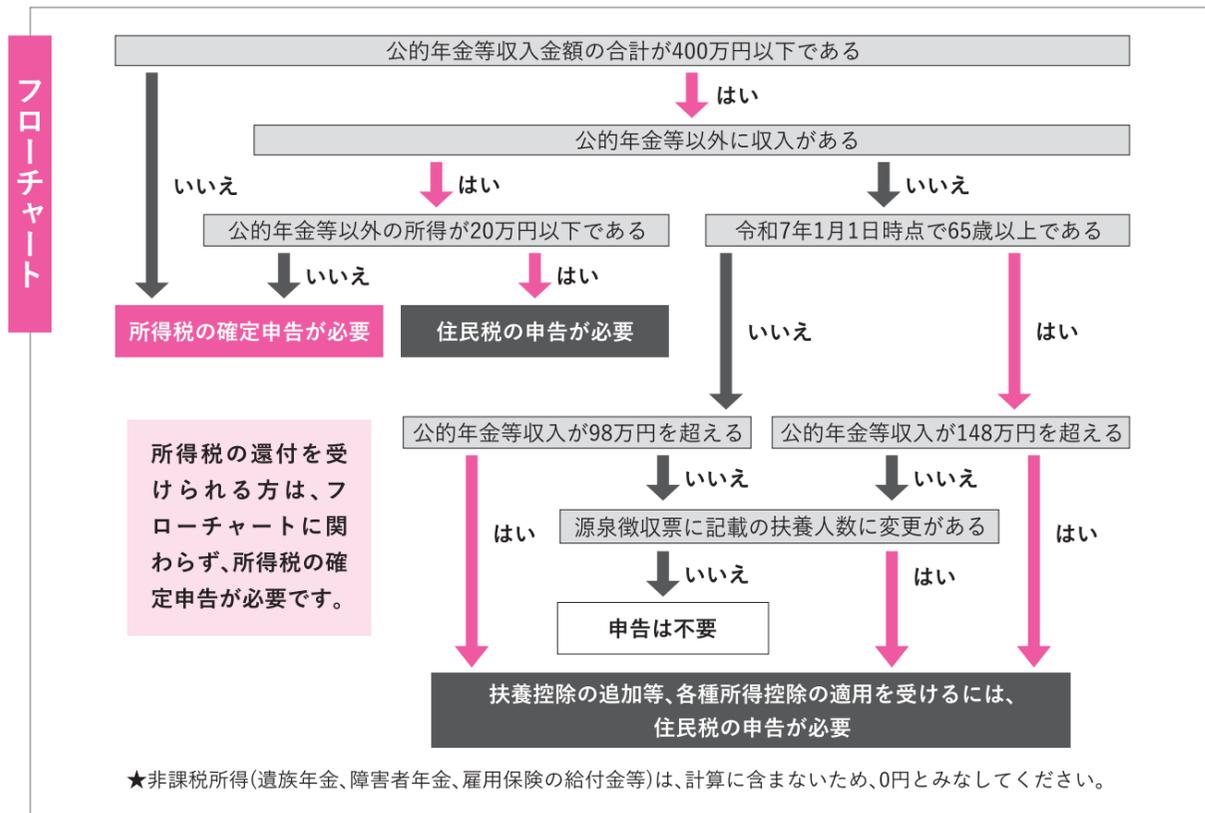


公的年金等を受給されている方の 確定申告・住民税申告

☎総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

公的年金等の収入金額が400万円以下で、ほかの所得も20万円以下の方は、申告不要制度により、所得税の確定申告は必要ありません。確定申告をしない場合、住民税(市・県民税)は、公的年金等の源泉徴収票に記載された内容のみで計算します。

上記以外の方は、申告期間内に申告が必要です。次のフローチャートを参考にしてください。



日本年金機構から “源泉徴収票”届きます

令和6年中に公的年金等を受け取られた方に、支払われた年金額や、源泉徴収された所得税額等が記載された「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」が、1月中旬以降に届きます。

この源泉徴収票は、確定申告や住民税申告の書類作成時に必要です。大切に保管してください。

※遺族年金や障害年金は非課税所得のため、源泉徴収票は届きません。

❖ 便利なサービス ❖

e-Taxでの確定申告が簡単にできるよう、公的年金等の源泉徴収票を電子データで受け取ることができるようになりました。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。



☎ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

※利用できない場合は、☎03-6700-1165

令和6年分 所得税・住民税申告

受付場所 加東市役所2階 201会議室

受付期間 2月17日(月)～3月17日(月)
※土曜日、日曜日、祝日を除く

受付時間 9時～13時

無収入の方でも住民税の申告を！

❖無収入でも申告が必要な方

下記A、Bの両方に該当する方

A 令和6年中の収入が無いまたは非課税所得(遺族年金、障害年金、雇用保険による失業等給付金等)のみの方

B 国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方または令和7年度所得課税証明書が必要な方

❖必要書類

1 マイナンバーが確認できる書類

例 マイナンバーカード、個人番号通知書

2 顔写真付の本人確認書類

例 マイナンバーカード、運転免許証

※代理人が申告する場合は、申告者本人の1、2両方の写しが必要です。

通常の申告よりも早く受け付けします

❖受付期間

1月6日(月)～2月14日(金)

※土曜日・日曜日・祝日を除く

❖受付時間

8時30分～17時15分

❖受付場所

加東市役所1階 税務課

☎総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

～ 社税務署からのお知らせ～

確定申告会場を開設

❖期間 2月17日(月)～3月17日(月)

※土曜日・日曜日・祝日を除く

❖時間 9時～16時

❖場所 社税務署(社51-3)

※入場するには「入場整理券」が必要です。整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

※スマートフォンや筆記用具等はご持参ください。

☎社税務署 ☎42-0223

スマートフォンでの電子申告を推奨しています



申告書等送付先はこちら

大阪国税局業務センター阪神分室(社税務署担当)

〒661-8523 尼崎市若王寺3丁目11-46

償却資産の申告は1月31日まで

❖対象 令和7年1月1日時点で償却資産を所有している方

※償却資産とは、工場・店舗・アパートなどを経営している法人や個人が、その事業の経費に算入することができる機械・器具・備品・設備などをいいます。

❖期限 1月31日(金)

❖申告方法 「令和7年度償却資産申告書」を税務課に郵送または持参

※対象の方へ、令和6年12月に申告書をお送りしています。(お手元に申告書がない方は税務課にご連絡ください。)

※「eTAX(電子申告)」でも申告できます。(令和6年度の申告を「eTAX」でされた方は、案内のみお送りしています。)

◎家屋を取り壊した方はご連絡を

家屋にかかる固定資産税は、毎年1月1日時点で現存する家屋が賦課対象になります。

令和6年中に取り壊した方は、税務課にご連絡ください。

☎総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0395